

墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和3年6月23日

墨田区長 山 本 亨

墨田区条例第22号

墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成27年墨田区条例第41号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第5条中「第19条第10号」を「第19条第11号」に改める。

別表第1区長の部29の項を次のように改める。

29 削除

別表第2区長の部4の項中「小児慢性特定疾病医療費の支給に関する情報」の次に「、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳に関する情報」を加え、同部33の項を次のように改める。

33 削除

付 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

別表第1区長の部29の項及び別表第2区長の部33の項の改正規定 公布の日

第1条及び第5条の改正規定 令和3年9月1日

別表第2区長の部4の項の改正規定 令和3年10月1日